

# 8時間働けば普通にいくらさせる賃金を

大阪府最低賃金審議会（以下「審議会」）は8月5日に総会を開き、今年の大阪の最低賃金額を28円引き上げ、時間額964円とする答申を全会一致で決定しました。審議会では使用者代表の意見を受け、企業の支払い能力実態調査を行うなど、労働者側の意見反映には程遠い金額です。

大阪労働局前で座り込み行動（7月25日）



## 最賃 時給1500円以上へ 今すぐ1000円に

**住民の命・くらしを守るため  
職員の生活の安定が必要**

大阪では、24自治体で非正規職員率が4割をこえ、6割をこえているところもあります。非正規職員なしに行政運営は成り立たない状況です。本来ならば正規職員を配置すべき業務を「非常勤」「嘱託」「臨時」で肩がわりし、最賃ストレスで働かせています。これによって、普通に働いても生活できない「官製ワーキングプア」を行政自らが作り出している状況となっています。最低賃金の低さがさらに拍車をかけています。

自治体非正規・公共関係労働者が、生活や雇用に不安を感じていること、離職せざるを得ない状況があることは、行政運営をするうえでの質や専門性の維持・向上の保障ができず、住民の権利を脅す事態に直結します。特に、保育・学童保育・介護など福祉職場では、多くの自治体で欠員が常態化する異常事態となっています。

**審議会が議論すべきは  
「生計費」に基づいた水準**

大阪の労働者の4割以上が非正規労働者となり、年収200万円以下の貧困層が増加している実態も踏まえ、審議会は「8時間働いて普通に



合同庁舎に出勤する職員に最賃ピラを手渡しました

## 時給964円では生活できない！

生活できる最低賃金額がいくらなのか「生計費」に基づいた水準での議論と、最低賃金の大幅な引き上げに踏み込むべきです。

時給964円では、月150時間（年間1800時間相当）働いたとしても、月額14・5万円ほど、年間173・5万円ほどにしかなりません。年間200万円にも及びません。これでは、最低賃金法の目的である「労働者の生活の安定、労働力の質的向上、事業の公正な競争の確保、国民経済の健全な発展」にはつながらないことは明らかです。

「生計費」をふまえ時給1500円以上の実現をめざす再審議を求める声をあげ、引き続き最賃の大幅引き上げを求める社会的賃金闘争を職場から進めていきましょう。

## 第51回全国保育合研 in 愛知 8月3日～5日

みんなの願いは  
いい保育・子育てがしたい

集会の基調報告は「保育現場に求められる役割はますます大きくなっていますが、圧倒的な保育者不足によって、ゆとり子どもにかかわる、保護者や職員間で子どもの育ちを共有する時間やゆとりが奪われています。私たちは喜びと希望をもって、日々の保育や子育てを豊かにすすめていきたいと思っています（抜粋）」とはじまっています。

ついて、消費税10%と引き換えに副食費が実費徴収となる保育料「無償化」、憲法改悪に向けた動きがあることを指摘。「保育制度を切り拓き発展させてきた合研の100回をめざす第一歩に」と開会のあいさつでよびかけました。

3日間で様々な課題を通じた学びと交流が深められ、最終日には「子ども



学習パンフ「幼児教育・保育無償化—ここが問題」問い合わせは大阪保育運動連絡会まで

## 豊かな保育・子育てが 社会をひろく

たちの命と発達を守り、夢と希望を与える保育の創造をめざす」とする集会宣言が採択されました。



子育てに希望を！  
全国から7074人が参加

新たな学びを得る「合研」

高石市職労 大原 桜さん  
私の職場は支援センターです。利用者も低年齢化する中で、発達を踏まえ、乳児期に大切にしていきたいことを、改めて学ぶことができ、日々の支援と重なることが多かったので、明日からいかしていきたいです。合研は、何度参加しても、新たな学びがあり刺激をもらえる素敵な機会です。来年も参加できたらと思います。

## 生活改善のための賃上げを

人事院は8月7日、国会と内閣に国家公務員の給与改定等を勧告。官民較差は387円（0.09%）で、国公高卒初任給を2,000円、国公大卒初任給を1,500円引き上げ、それを踏まえ、若年層のみ本俸を引き上げ、一時金は0.05月引き上げ、年間4.50月ですが、引き上げ分すべてが勤勉手当です。住居手当の借家分について、家賃額の下限額引き上げ（1万2,000円を1万6,000円に）と手当額の上限を引き上げ（2万7,000円を2万8,000円に）です。6年連続の引き上げですが、生活改善

にはほど遠い内容です。

同時に「公務員人事管理に関する報告」が出され、非常勤職員に「夏季休暇」を新設する、定年の引き上げについて「早期に実施するよう改めて要請する」としています。

大阪自治労連は、今後出される府・政令指定市の人事委員会勧告を踏まえ、秋学期末闘争の中で、大幅賃上げ、労働条件改善にむけて奮闘します。人事院勧告については、配布しています8月7日付の「自治体の仲間」号外を参照ください。

2019  
人勸

中高年層は改定見送り  
生計費に満たない  
初任給引き上げ

今月のキーワード  
日本国憲法第21条  
「表現の自由」

①集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。②検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない—8月1日に開幕した国際芸術祭「あいちトリエンナーレ2019」の企画展の一つ「表現の不自由展・その後」が3日限りで中止とされました。同企画展は、公立美術館で展示を拒否されたり、一度は展示されたものの撤去されたりした作品を、その経緯とともに展示するもの。中止会見で、同芸術祭実行委員会会長の太田秀章愛知県知事は「展示の中止に行政が介入したら、芸術祭というものは成り立たなくなる」としつつ「芸術祭全体の安心安全、今後の円滑な運営のために判断した」とのべました。

今月のキーワード  
子ども白書2019

「〇〇白書」と言えば、政府が国政の各分野の現状・政策・課題をまとめ、国民に知らせるために作成する公的な報告書です。今では、地方公共団体など様々な団体によって、その分野の課題や展望を知らせるために「〇〇白書」が作成されています。「子ども白書」は、「日本子どもを守る会」が1964年に創刊し、毎年8月に発行しています。今年の特集テーマは「子どもは「生きて」いるか 子どもたちの権利条約採択30年のいま」です。多彩な識者が子どもの権利条約の視点から今の子どもたちをめぐる問題を論じています。また、前川喜平さんも登場しています。政府発行の「子供・若者白書」と読み比べてみてはどうでしょうか。